

住居確保給付金 求職活動要件の緩和について（お知らせ）

住居確保給付金が支給決定された期間中は、常用就職^(注)に向けた活動をしていただき、その活動状況については、支給決定後にぷらっとホーム世田谷分室から送付する書類にて、毎月ご報告いただくこととなっております。

この住居確保給付金の受給要件の一つである「求職活動要件」が、令和4年4月26日の閣議決定に基づき、当分の間、一部緩和されることとなりました。

◆次の2点について、当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和する。

- ・月2回以上としているハローワーク等での職業相談等
- ・原則、週1回の企業への応募等

詳しくは、下表にてご確認ください。よろしくお申し上げます。

(注) 常用就職とは、期限の定めのない、または6か月以上の雇用契約による就職

(旧)

常用就職に向けた活動	2年以内に離職の方	休業等で減収の方
ハローワークの求職登録	必須	任意
ぷらっとホーム世田谷の面談など	月1回以上	月1回以上
ハローワークの職業相談など	月2回	任意
企業等への応募・面接	週1回以上	任意



(新)

常用就職に向けた活動	2年以内に離職の方	休業等で減収の方
ハローワークの求職登録	必須	任意
ぷらっとホーム世田谷の面談など	月1回以上	月1回以上
ハローワークの職業相談など	月1回	任意
企業等への応募・面接	月1回	任意

《お問い合わせ先》

世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷分室
住居確保給付金担当係

〒154-0004

世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル2階

電話：03-6805-2787

FAX：03-6453-2811